

商工第 317 号
令和 5 年 3 月 24 日

岩手県商工会議所連合会 会長
岩手県商工会連合会 会長
岩手県商店街振興組合連合会 会長
岩手県中小企業団体中央会 会長
一般社団法人岩手経済同友会 代表幹事
一般社団法人岩手県工業クラブ 会長
公益財団法人岩手県観光協会 理事長
公益財団法人いわて産業振興センター 理事長

様

岩手県商工労働観光部長

岩手県新型コロナウイルス感染症対策に係る知事メッセージ等について
本日、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第 68 回本部員会議が開催されましたので、関係資料を送付いたします。

つきましては、貴会等におかれましても、本会議での報告内容や知事メッセージ等について御了知いただき、会員等の皆様へ一層の感染対策や産業支援等に御尽力いただくことについての周知徹底に御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

担当：商工企画室 管理課長 藤枝
電話：019-629-5526

新型コロナウイルス感染症対策本部 第 68 回本部員会議
知事メッセージ（令和 5 年 3 月 24 日）

岩手県は、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行する 5 月 8 日以降も、医療機関の負担を軽減するため、発熱等の症状のある方の相談や受診先を紹介する「いわて健康フォローアップセンター」や高齢者等宿泊療養施設の運用を継続します。

一方、5 類感染症移行後は、陽性者の登録や自宅療養の要請がなくなりますので、自宅療養者への食料支援や隔離用宿泊療養施設の運用を終了します。

また、県内の感染者が減少していること、検査キットが薬局等で購入しやすい状況になっていることから、無料検査や検査キットの送付支援は、3 月 31 日をもって終了します。

今後も、5 類感染症への移行に向けて、県医師会や医療機関などの関係機関の協力をいただきながら、医療提供体制の準備を進めていきます。

マスク着用については、個人の判断が基本となっています。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないようにご配慮をお願いします。

なお、重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、医療機関の受診時や高齢者施設の訪問時などの場面では、マスクの着用を推奨します。

県内の感染状況は、人口 10 万人当たりの新規感染者数が、本日、3 月 24 日現在、27.9 人となっており、減少傾向が継続しています。全国においても、同様の傾向にあります。

これから、年度末・年度初めを迎え、進学、就職などで人の移動が多くなりますが、基本的な感染対策を実践しながら、社会活動、経済活動を行っていきましょう。

令和 5 年 3 月 24 日
岩手県知事 達増 拓也

5類移行に係る県の対応について

	事項	連絡先や内容
5月8日以降も継続	○いわて健康フォローアップセンター ・有症状者の相談 ・受診先の紹介	いわて健康フォローアップセンター 24時間受付 電話 0570-089-005 FAX 050-3730-7658
	○コロナ治療薬(ラゲブリオ・パキロビッド、ゾコーバなど)の公費負担	詳細は医療機関、薬局等で確認してください。
	○入院医療費の公費負担(一部自己負担が発生)	
	○高齢者等宿泊療養施設(一部自己負担あり)	
	○高齢者施設等の従業員に対する集中検査	感染状況に応じて、重症化リスクの高い高齢者などの施設に従事する従業員を対象とした検査を実施します。
	○ワクチン接種に係る公費負担(～令和6年3月末) ・5月8日からの春開始接種 65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、医療従事者等 ・9月からの秋開始接種 1・2回目接種を終了した5歳以上のすべての方 ・乳幼児接種及び1・2回目未接種の方への接種	岩手県新型コロナワクチン専門相談コールセンター ・4月30日まで 24時間受付 ・5月1日から 8時～20時 電話 0120-89-5670 FAX 0570-20-0863
	○医療提供体制 現在の診療・検査医療機関(435箇所)や重点医療機関(コロナ病床確保病院)を中心に診療・検査や入院対応を実施するよう調整中	
5月7日で終了	○いわて陽性者登録センター ○自宅療養者の食料支援・パルスオキシメーターの貸与 ○高齢者等の自宅療養者の健康観察 ○隔離用宿泊療養施設 ○検査、診療、治療の公費負担	5月8日以降は、陽性者の登録や自宅療養の要請がなくなります。自宅療養の要請がなくなることから、食料支援や隔離用宿泊療養の運用が終了となります。
3月31日で終了	○感染の不安がある無症状者への無料検査 (PCR等無料検査事業) ○有症状者に対する検査キットの配布 (いわて検査キット送付センター)	県内の感染者数の減少及び検査キットが薬局等で購入しやすくなったことから、無料検査や検査キットの送付支援を終了します。自宅などにおいて抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬の準備をお願いします。

【5月8日以降も継続します】

岩手県における新型コロナウイルス・ワクチン接種の相談窓口



いわて健康フォローアップ センター

新型コロナウイルス専門相談 コールセンター

電話 0570-089-005

電話 0120-89-5670

聴覚や言語に障がいのある方用のファクシミリ番号

(お返事にお時間をいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。)

FAX 050-3730-7658

FAX 0570-20-0863

受付時間

24時間受付

4月30日まで 24時間受付
5月1日から 8時～20時

○相談内容

- ・発熱等の症状がある場合の健康相談
- ・発熱等の症状がある場合の受診先相談

○相談内容

- ・ワクチンの効果についての相談
- ・ワクチンの身体の影響について相談
- ・ワクチン接種後の副反応についての相談

○ホームページURL

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/covid19/1050145.html>

○ホームページURL

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/covid19/1037252.html>

コールセンターでは、電話での医師の診察や薬の処方(医療行為)は行っていません。診察を希望される場合は、医療機関を受診してください。

センターの概要

マスク着用の考え方の見直し等について（政府対策本部決定）の概要

見直しの概要【令和5年3月13日～】

- マスク着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることが基本となります。
- 政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨します。

着用が効果的な場面

高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨します。

- 医療機関受診時
- 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時（当面の取扱）
≪概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。≫
- そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

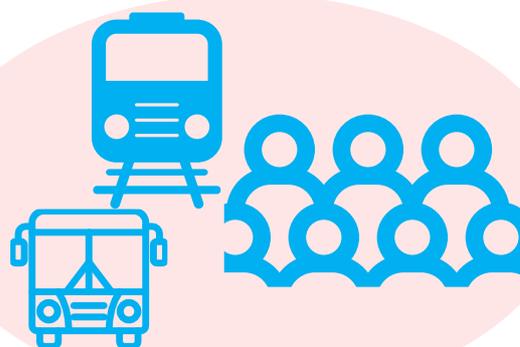
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

マスク着用の考え方を見直し等について

令和 5 年 2 月 10 日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. マスク着用の考え方を見直しについて

(1) 見直しの概要

- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- ▶ このマスク着用の考え方を見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して3月13日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方を見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方(※1)に沿った対応をお願いします。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抜粋)

- ・屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれ

ない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。

- ・また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

(2) 着用が効果的な場面の周知等

- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。

- ✓ 医療機関受診時
- ✓ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ✓ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※2）に乗車する時（当面の取扱）

※2 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

- そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。

(3) 症状がある場合等の対応

- 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

(4) 学校における対応

- ▶ 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ▶ 併せて、下記を教育委員会・学校等に対して周知していくとともに、適切な対応を求めることとする。
 - ✓ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
 - ✓ 地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。
- ▶ 上記の見直し時期にかかわらず、4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の実態を示すこととする。

(5) 医療機関や高齢者施設等における対応

- ▶ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

(6) 事業者における対応

- ▶ マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ▶ 各業界団体においては、1. 及び2. の方針に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

(7) 留意事項

- マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

2. 基本的な感染対策について

- マスク着用の考え方の見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」）に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していく。

岩手県飲食店新型コロナ感染対策認証基準の一部見直しについて

岩手県飲食店新型コロナ感染対策認証基準（以下「認証基準」という。）について、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和 5 年 2 月 10 日政府対策本部決定：資料 3-1 参考 2 参照）に基づき国が示した基準案の改定等を踏まえ、以下のとおり見直したものの。

1 見直しのポイント

- ・ 認証基準項目数を 25 項目から 23 項目へ削減。

削除した	No. 5 飲食時以外のマスクの着用について表示及び声掛けを行っている。
項目	No. 25 来店者名簿の作成（令和 4 年 9 月 16 日（金）から運用休止。）

- ・ 項目 No. 2、14、15 についても「マスクの着用」に係る部分を削除。
- ・ アピール項目に「接客する従業員のマスクの着用」を追加。

2 運用開始

令和 5 年 3 月 13 日（月）から運用中。

3 感染対策上又は事業上の理由等によるマスク着用等の協力依頼

県民の皆様に対し、引き続き、認証基準に沿った感染対策に御協力頂くとともに、「マスク着用の考え方の見直し等について」にあるように、来店者に対しマスクの着用の協力を依頼する場合がありますことに御留意頂きたいもの。



新学期以降の学校における感染症対策について

第68回本部員会議資料
令和5年3月24日
教育委員会事務局

令和5年3月17日に「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂され、同年4月1日から適用されることから、同マニュアルを踏まえた感染症対策に取り組む。

(令和5年3月20日付け県立学校、市町村教育委員会等へ通知済)

衛生管理マニュアルの改訂を踏まえた新学期以降における感染症対策

マスク着用の考え方

- ・学校教育活動に当たって、**マスクの着用を求めないことを基本**とする
- ・ただし、登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合等においては、マスクの着用を推奨する
- ・マスクの着脱を強いることがないようにし、**マスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な指導**を行う
- ・**感染リスクが比較的高い学習活動や部活動等実施に**当たっては、活動の場面に応じて、**一定の感染症対策を講じる**



給食等における対策

- ・食事の前後の**手洗いの徹底**や**換気**
- ・大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には、対面の児童生徒の間に一定に距離を確保する等の**措置を講じる**ことにより、従前どおり「**黙食**」は**必要ない**



基本的な感染症対策(継続)

- ・ 毎日の健康観察を行う
- ・ 体調不良時は登校を控える
- ・ 換気
- ・ 近距離での会話や大声での発声等を避ける

活動場面に応じた感染症対策(継続)

学校行事

- ・学校行事は地域の感染状況を踏まえ、開催方法を工夫して実施

校外活動

- ・校外で行う活動(修学旅行、社会科見学、体験活動等)は、**感染症対策を講じて実施**



部活動

- ・地域の感染状況や競技特性等に留意しながら活動
- ・大会等の参加や他校との練習試合等は、地域の感染状況等を踏まえ、感染症対策を講じる
- ・活動中だけでなく、部室等の一斉利用や部活動前後での飲食においても感染症対策を徹底

